

# 令和 2 年 三 重 県 議 会 定 例 会

## 医 療 保 健 子 ど も 福 祉 病 院 常 任 委 員 会

### 説 明 資 料

	頁
<b>【 議 案 補 充 説 明 】</b>	
1 議案第 1 8 4 号 三重県立志摩病院の指定管理者の指定について	1
<b>【 所 管 事 項 説 明 】</b>	
1 「三重県病院事業 中期経営計画」の延長について	24
<b>【 別 冊 】</b>	
(資料 1) 三重県立志摩病院指定管理者の審査に係る報告書	

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

病 院 事 業 庁

## 【議案補充説明】

# 1 議案第 184 号 三重県立志摩病院の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者の指定

指定管理者制度を導入している「三重県立志摩病院」について、現行の指定期間終了後も指定管理者による管理を行わせるため、三重県病院事業条例第 22 条第 2 項の規定に基づき、次期指定期間にかかる指定管理者の指定について、議決を得ようとするものです。

## 2 対象施設

### (1) 施設名称

三重県立志摩病院

### (2) 設置場所

三重県志摩市阿児町鵜方 1257 番地

## 3 指定管理候補者の名称等

所在地 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号

名称 公益社団法人 地域医療振興協会

代表者 理事長 吉新 通康

## 4 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

## 5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

### (1) 募集結果

#### ① 募集期間

令和 2 年 7 月 14 日から令和 2 年 9 月 8 日まで

#### ② 申請者（1 団体）

公益社団法人 地域医療振興協会

### (2) 選定委員会による審査

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、総合的な審査を行いました。

#### ① 選定委員会構成員（敬称略）

委員長 伊佐地 秀司（国立大学法人三重大学医学部附属病院 院長）

副委員長 日比 秀夫（公益社団法人志摩医師会 会長）

委員 阪本 康子（志摩市健康福祉部 部長）

委員 中村 康一（公益社団法人三重県医師会 副会長）

委員 西宮 勝子（公益社団法人三重県看護協会 会長）

委員 松井 源紀（志摩市自治会連合会 監事〔前会長〕）

委員 山下 美恵（志摩地域医療を考える会 会長）

## 【議案補充説明】

### ② 審査の経過

令和2年7月7日 第1回選定委員会（審査基準等の策定）  
令和2年10月6日 第2回選定委員会（第1次審査（書面））  
令和2年10月23日 第3回選定委員会（第2次審査（ヒアリング））

### ③ 提案内容および審査の概要等

申請者が提案した内容、県が求めた水準、審査基準や配点などについては、別紙「提案内容および審査の概要」（5～23ページ）のとおりです。

### ④ 審査結果（評価点数 322点満点）および意見

公益社団法人 地域医療振興協会 （評価点 231点）

選定委員会における審査結果としては、申請事業者である公益社団法人地域医療振興協会は、志摩病院の指定管理者としてふさわしいという結論に達しました。

なお、選定委員会として以下のとおり意見を付記します。

（県および申請事業者に対する意見）

- ・人口減少など志摩地域における今後の社会情勢の変化に合わせ、10年という指定期間に捉われず、5年程度の中期的な間隔で、診療科の再編など診療機能の見直しを実施することについて検討されたい。
- ・施設の老朽化に伴う建替等を検討する際には、これまでと同様の規模で考えるのではなく、今後、地域に必要となる診療機能に合わせたダウンサイジングについても検討されたい。
- ・地域医療支援病院として、救急医療機能は非常に重要であり、特に現在手薄となっている外科系の充実を図られたい。
- ・研修医の受入に関して指導医クラスの医師の存在は重要であり、研修医の数に応じて一定数確保されるよう努められたい。

（「三重県立志摩病院指定管理者の審査に係る報告書」抜粋）

### （3）指定管理候補者の選定

選定委員会の調査審議の結果をふまえ、病院事業庁において病院事業条例に規定する5つの基準により審査し、申請者を指定管理候補者として選定しました。

#### ① 選定した理由

指定管理候補者の選定理由は、以下のとおりです。

申請者の事業計画書は、募集要項で提示した「業務の範囲」を概ね満たしており、志摩地域の中核病院として二次救急医療などの役割を果たし、県民に信頼される質の高い医療を安定的・継続的に提供することが可能であると判断できる。

また、全国各地で多数の病院等を運営している実績やそれを可能とする人員・財政的基礎、さらに、平成24年度以降志摩病院の指定管理者として病院機能を回復・充実させてきた実績や住民ニーズに応じた新たな医療需要等への対応など、これまでの取組も高く評価できる。

以上のことから、令和4年度からの次期指定期間においても、志摩病院を効果的に管理できると認められることから、指定管理候補者として選定した。

## 【議案補充説明】

### ② 5つの基準による審査の結果

#### I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

○志摩地域の中核病院として二次救急医療などの役割を果たすとともに、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を強化し、県民に信頼される質の高い医療を安定的・継続的に提供することが可能であると判断できる。

○申請者である「公益社団法人 地域医療振興協会」の設立目的の一つが、「地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与する」ことであり、この趣旨に沿って全国各地で病院運営による地域支援に積極的に取り組んでおり、当病院においても引き続きその一環としての運営が行われるものと判断できる。

#### II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

○施設・設備について現状の仕様水準を維持するとともに、患者等利用者中心のサービスや利便性の向上をめざしており、適切な病院運営が期待できる。

○申請者が運営する他の病院等と同様に、安全管理、院内感染対策、医療事故等にかかる内部組織の設置やマニュアルの整備などにより、適切な維持管理が行われるものと判断できる。

#### III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

○診療体制について、標榜診療科の維持を基本に効率的、効果的な診療を実施することにより、引き続き志摩地域の中核病院として地域の医療に貢献していくことができるものと判断できる。

○救急医療体制について、外科系救急は24時間365日の受入れを指定期間当初から実現することは困難であるものの、受入れ拡大に向けて取り組んでいることが一定評価できるとともに、内科系救急の24時間365日の受入れは継続することから、現行の体制は維持できるものと判断できる。

なお、外科系救急の24時間365日の受入れについては、継続的に求めていくこととする。

○常勤医師による小児科および婦人科の外来診療が引き続き実施されるものと判断できるとともに、小児救急の一部受入れの実現が期待できる。

○災害拠点病院やへき地医療拠点病院など各種の指定を継続しながら、政策的医療機能を果たしていくことが可能であると判断できる。

○感染症(新型ウイルスの発生時など)に対して保健所や関係医療機関等と連携、協力して感染防止に努める姿勢が認められ、評価できる。

○地域医療支援病院として、一次医療を担う診療所等との紹介、逆紹介による病診連携や三次医療および慢性期医療を担う医療機関等との病病連携の推進が図られるものと判断できる。

## 【議案補充説明】

### Ⅳ 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

- 10年間の長期収支計画については、志摩地域の人口減少に伴う患者数の減少等を見込んだうえで医業収益を試算した合理的なものであり、十分実現可能であると判断できる。
- 全国各地で多数の病院等（77施設：令和2年3月31日現在）を運営している申請者が有するノウハウやスケールメリットの活用などにより、経費の縮減が図られるものと判断できる。

### Ⅴ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

- 申請者が運営する他の病院等の実績および現況から、安定的な人員・財政的基礎を有するとともに、志摩病院を安定的・継続的に運営するために必要な能力・経験があるものと判断できる。

## 6 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、病院事業庁と指定管理者との間において、指定期間を通じた基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施にかかる事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 県施策への配慮
- (3) 情報公開および個人情報保護
- (4) 第三者による実施
- (5) 施設利用者の意見等の反映
- (6) リスク分担
- (7) 業務計画書の提出等
- (8) 業務報告書の提出等
- (9) 事業報告書の提出等
- (10) 実施状況の調査、指示等

## 7 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和2年12月	指定管理者の指定
令和3年3月	基本協定の締結
令和4年3月	年度協定（令和4年度）の締結
令和4年4月	指定管理者による管理の開始

# 提案内容および審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。				
1 病院の基本理念・運営方針等				
●県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか	●地域のニーズや他の医療機関との連携・役割分担を基本に、良質で満足度の高い医療を提供すること ●志摩地域の中核病院として二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たすとともに、在宅復帰支援に資する回復期機能も担うこと	1 4	<p>(病院の基本理念)</p> <p>●「地域の皆様を大切にし、行政、医療機関と共働しながら、信頼される病院となることを目指します」を基本理念として、地域住民の皆様が安心して受けられる医療サービスの提供に努めます。</p> <p>(病院の運営方針)</p> <p>●志摩地域における中核的な医療機関として、急性期機能に加え、回復期機能も併せ持つ病院運営を行います。</p> <p>また、地域医療支援病院として地域の医療機関等との連携を図るとともに、感染症への対応、災害医療、医師不足地域への医師派遣など、地域住民の皆様が安心して効率的なサービスを提供することに努めます。</p> <p>なお、人口等の地域の状況の変化、地域住民の皆様のニーズの変化、医療を取り巻く情勢の変化などに伴い、当初計画にとらわれない柔軟な対応を行っていきます。</p> <p>(良質で満足度の高い医療機能)</p> <p>●医師の確保、専門医と総合診療医の連携による医療サービスの提供等により、診療機能の強化を目指します。</p> <p>また、地域医療支援病院として、救急患者の受入、かかりつけ医からの紹介による入院受入、高度医療機器の検査受託の拡大及び検査結果による入院加療、地域の介護福祉施設との連携等により、患者受入の拡大を図ります。</p> <p>このほか、生活習慣病の予防、病気の早期発見・早期治療に対する地域のニーズが高まっていることから、健診事業の充実を図ります。</p>	1 3

審査基準		県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
				(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
				<p>(在宅復帰支援に資する回復期機能)</p> <p>●志摩地域の中核病院として、地域の介護福祉施設等との連携により、在宅復帰に向けた診療、リハビリテーションの提供など、入院から在宅までの継続的なケア事業を展開し、新たな医療ニーズに対応した地域包括ケアシステムの構築に貢献します。</p> <p>●県立病院としての使命や役割を十分に認識し、県の諸施策の趣旨を理解のうえ積極的に協力していきます。</p> <p>病院開設者と指定管理者で構成する管理運営協議会において、運営状況についての情報共有、協議等を行い、効率的、効果的な病院運営に努めます。</p>	
●県の施策（人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など）に基づく提案であるか		●人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、多様な性のあり方を知り行動するための取組、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいや理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策、働き方改革の推進等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めること			
II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。					
2 安全対策、危機管理体制等					
●安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか		<p>●医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を図ること</p> <p>●医療事故の未然防止に努めること。また、発生時には患者への対応、事故の検証などを迅速に行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底すること</p>	1 4	<p>(医療の質と安全の向上に向けた具体的方策)</p> <p>●医療の質の向上に向けて、医療技術、施設・設備を高機能化するとともに、医療従事者の資質の向上に努めます。</p> <p>病床管理を効率化し、病床利用率の向上等を図るとともに、手術件数や検査件数等の増加を図ります。</p> <p>患者の生活の質(QOL)を高めるとともに、病院利用者の利便性の向上に向けて、病院の療養環境の整備に努めます。</p> <p>継続的な医療の確保、医療資源の効率的利用及び地域医療水準の向上に向けて、地域医療連携を推進し、紹介率、逆紹介率の向上を図ります。</p>	1 1

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
	<p>●地震や豪雨等による災害発生時に災害拠点病院としての役割を十分発揮できるよう、訓練の実施や物資の備蓄などにより体制を維持・強化すること</p>		<p>待ち時間の短縮、接客サービスの向上、患者プライバシーの保護、医療相談や苦情への適切な対応、医療情報の広報等に取り組みます。</p> <p>(院内感染対策)</p> <p>●院内感染防止対策について、感染対策委員会の設置運営、マニュアル等の整備、関係行政機関、近隣医療機関、協会内他施設等との情報交換を行い、感染の未然防止と発生時の迅速な体制の構築に努めます。</p> <p>(医療事故等への対応)</p> <p>●医療事故が発生した場合は、速やかに医療安全調査委員会、院内事故調査委員会を開催し、事故の検証、患者等の救済、県への報告など、早急な対応を行います。</p> <p>損害賠償のリスク対策として賠償保険に加入し、万一の医療事故の発生により賠償責任が生じた場合は、賠償保険により対応します。</p> <p>医療事故の公表については、三重県病院事業庁医療事故等公表基準に準じて行います。</p> <p>(医療事故防止に向けた具体的方策)</p> <p>●医療事故防止対策として、医療安全管理委員会、医療安全管理者を設置し、医療安全管理マニュアル等の整備、見直しを行うなど医療安全対策に取り組みます。</p> <p>医療事故に発展する可能性のあるインシデントが発生した場合や医療事故等のアクシデントが発生した場合の報告を義務化し、医療安全管理者及び委員会において事故の未然防止、再発防止に向けた体制整備と取組を進めます。</p> <p>当協会においては、医療安全推進室を設置し、協会が運営する施設全体で医療事故を未然に防止する取組を進めています。</p> <p>(BCPの充実・強化)</p> <p>●災害時の業務継続計画(BCP)を整備し、計画に基づく訓練の実施、計画内容の点検、見直し等を行い、災害時医療の体制維持に努めます。</p>	



審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社)地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
			(災害拠点病院としての役割や訓練、物資の備蓄等) ●災害拠点病院、三重DMAT指定病院としての機能を発揮できるよう、南海トラフ地震等の大規模災害を想定したトリアージ訓練や防災訓練をはじめとする医療支援体制の訓練を年2回以上実施するとともに、非常時の院内備蓄物資等の整備、点検などを行い、災害時における的確な対応に努めます。	
●防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制、日常的な訓練、物資の備蓄等が十分に考えられているか	●施設・設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持すること ●管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置すること		●防犯対策については、現行の防犯体制の充実に努めます。 非常災害時の危機管理体制については、災害拠点病院の役割が十分に発揮できるようマニュアルを整備し、体制の見直しや訓練等を重ねながら継続した取組を行います。 また、災害時には地域の拠点施設としての機能が十分に発揮できるように、日頃から体制の整備に努めます。	
●医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか	●医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を図ること		●医の倫理に基づき、安全かつ良質・効果的な医療を提供します。 倫理委員会等を設置、運営し、患者さまの人権を守ることを第一と考えて各々の問題への適切な対応に努めます。	
●個人情報保護するための対策が十分に考えられているか	●三重県個人情報保護条例第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、病院の管理運営に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと		●三重県個人情報保護条例、個人情報の取扱いに関する特記事項、県立病院における診療情報等の個人情報の提供等に関する指針(ガイドライン)等の関係条規、指針等に沿った取扱いを遵守し、個人情報漏洩防止の徹底を図ります。 また、コンプライアンスを全職員に周知徹底し、個人情報保護に努めます。	

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
<b>3 施設および設備の維持管理</b>				
●施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	●施設・設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持すること	1 4	●経営の効率化を考慮しつつ、現行の仕様水準を引き続き維持し、管理体制を整備します。管理に当たっては、法令に定められた有資格者を配置して施設・設備の維持管理を行います。 施設設備の維持修繕及び物品の更新等については、必要に応じて行うとともに、病院運営に必要な一定額以上の医療機器、什器備品類等の更新、購入については、三重県と協議のうえ整備していきます。 病院各棟の老朽化が進み修繕が多くなっていること、現在の病棟は旧基準で設計されており効率的な運営が困難なこと、災害拠点病院として大地震、風水害に対応した抜本的な施設の整備、改修等が必要であること、来院者のアメニティ（快適性）の向上を図る必要があることなどから、建替を含む各棟の計画的な整備をお願いします。	1 1
<b>Ⅲ 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</b>				
<b>4 基本的な医療機能</b>				
①診療科 ●現行の診療機能を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	●現行の標榜診療科を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制、診療内容とすること (現行標榜診療科：内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、脳神経内科、放射線科)	1 4	●地域の中核病院として、地域住民の皆様が安心して医療サービスを受けることができる診療体制の維持を図ります。 診療体制については、現行の診療体制の維持に努め、原則として標榜中の診療科を引き続き標榜します。 なお、指定管理期間中に医療政策の動向など医療を取り巻く情勢の変化、地域の状況やニーズの変化がある場合には、診療機能、標榜科等の診療体制についての協議、調整をお願いします。	1 0
②外来診療体制 ●地域のニーズに対応した外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になって	●各診療科の診療体制について、患者が受診しやすいよう配慮しながら、地域のニーズに対応した外来診療を実	1 4	(外来診療日・時間、専門外来診療日等) ●外来診療については、現行の月曜日から金曜日までの診療日、診療時間により実施します。	8

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
いるか	<p>施すること</p> <p>●地域医療支援病院として、地域の診療所と患者の紹介・逆紹介などの連携を強化すること</p>		<p>救急総合診療科所属の医師による幅広い疾患の受入と専門医との連携を緊密にして診療を行います。</p> <p>専門外来及びその他の外来診療体制については、診療の質の向上及び経営の効率化の観点、専門医の配置状況等を考慮して、地域住民の皆様のニーズに応じた利用しやすい診療体制、診療時間等の設定に努めます。</p> <p>(地域の診療所との連携等)</p> <p>●地域医療支援病院として、かかりつけ医からの紹介患者の受入、当病院で治療を終えた患者の逆紹介、医療機器の共同利用、救急医療の提供を行うとともに、地域医療支援病院運営委員会を通して地域の医療関係者からの意見をお聞きし、病診連携を一層強化して地域医療に取り組みます。</p>	
<p>③入院診療体制</p> <p>●必要な病床の稼働、適切な看護の配置基準について、具体的かつ適切な計画になっているか</p>	<p>●地域のニーズを的確にふまえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護の配置基準のもと病棟運営を行うこと</p>	1 4	<p>(病棟単位の病床運用計画)</p> <p>●入院診療機能については、安全かつ効率のよい医療サービスが提供できるよう病床及び病棟の運用を行います。</p> <p>各病棟における診療科の構成については、現行の運用体制を維持します。</p> <p>急性期病棟の入院体制については、地域の医療ニーズに対応し、看護配置 10:1(一般病棟入院基本料 4)により運用します。</p> <p>地域包括ケア病棟の入院体制については、急性期病棟からの転棟や転院、在宅患者の直接入院等により稼働率を高めながら在宅復帰に向けた診療やリハビリテーションを提供し、急性期病棟同様の体制により運用します。</p> <p>精神病棟の入院体制は、看護配置 15:1(精神病棟入院基本料 3)の体制に加えて精神保健福祉士、精神科作業療法士を配置して運用します。</p> <p>(各病棟の夜勤体制、交替勤務体制)</p>	1 1

審査基準		県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
				(公社)地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
				<p>●各病棟の夜勤体制を含めた勤務体制については、病院の担う救急医療体制を考慮しつつ、現行の体制を維持して行います。 (入院時の食事(治療食)の種類、内容、提供方法等)</p> <p>●入院時の食事(治療食)の種類、内容、提供方法等については、患者さまの状態に合わせた適切な食事の提供を行います。 患者さまのニーズに応えられるよう選択食の実施等に努めます。 (病棟薬剤業務など入院診療に対する各中央部門の関わり)</p> <p>●現在導入されている電子カルテシステムを有効に活用し、情報の共有化を通して業務を効率的に行えるように努めます。 服薬指導、NST(栄養サポートチーム)、緩和ケアなどチーム医療の展開を進めます。</p>	
<b>5 政策的な医療機能</b>					
<p>①救急医療機能 (小児救急を除く。)</p> <p>●救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画となっているか</p>		<p>●志摩地域唯一の二次救急医療機関として、一次医療や三次医療を担う機関と連携し、内科系および外科系救急の24時間365日の受入れを行うこと</p>	14	<p>(診療方針、診療体制)</p> <p>●志摩地域唯一の二次救急医療機関として、また地域医療支援病院として近隣の医療機関との連携協力を図り、地域住民の皆様が安心して受けられる救急診療体制の充実に努めます。 内科系の救急体制については、24時間365日の救急受入体制が継続できるよう努めます。 外科系の救急体制については、外科系医師の確保が困難なことから、診療時間外の救急受入れが部分的となっており、24時間365日の受入体制が実現できていません。 このため、現行の救急受入体制を継続しつつ、救急医療のニーズの把握と外科系医師の確保に努めます。</p>	8

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社)地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
			<p>(救急外来の人的配置)</p> <p>●救急外来の体制については、診療体制に合わせた必要な医療従事者の確保を図り、効率的な人員配置に努めます。</p> <p>◆不足している外科および整形外科の常勤医師の確保については、引き続き、三重大学医局等に対する派遣要請、医師紹介会社の活用など積極的に取り組むとともに、地域の救急患者の動向やニーズの把握に努め、外科系救急の機能回復を目指すこととしています。併せて、その他の職種についても、外科系医師の配置に応じて確保に努めていきます。</p> <p>◆令和2年9月から総合診療科の常勤医師を配置しており、外科系救急のファーストタッチを行うことにより、軽症患者への対応が可能となっています。</p> <p>◆外科系については、外科系の総合診療医および非常勤の医師の体制により、準夜帯(22時30分)ぐらまで救急の受入れができないか院内で調整を行っています。</p>	
②高度医療機能 ●高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	●脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、伊勢志摩地域全体でそのニーズに対応することを基本に、高度急性期を担う医療機関と連携・機能分担しながら、必要な役割を担うこと	14	<p>●三次救急医療機関や近隣の医療機関等との連携、機能分担を強化し、急性心疾患など高度な救急医療の支援が行える体制の構築に努めます。</p> <p>脳出血や心筋梗塞等の緊急に人命に関わる疾患は、消防本部救急隊や三重県ドクターヘリとの連携により、高次機能病院へ転院搬送するなど、二次救急医療機関としての役割を果たしていきます。</p>	8
③小児医療機能(小児救急を含む) ●常勤医師による安定的な外来診療体制、入院診療、小児救急に係る診療方針について、具体的かつ適切な計画	<p>●常勤医師による安定的な外来診療を行うこと</p> <p>●入院診療や小児救急については、地域のニーズとともに、県内の診療機能</p>	14	<p>(外来診療体制)</p> <p>●小児科外来診療については、常勤医師を確保して診療の継続、充実に努めます。</p> <p>(入院診療、救急医療の提供および関係医療機関との連携)</p>	6

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社)地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
になっているか	の集約化・拠点化の状況などをふまえて、関係機関と調整しながら、必要な機能を確保すること		<p>●小児の入院診療、救急医療については、診療機能を維持するために多数の医師確保が必要となることから、現状では診療の提供が困難となっています。</p> <p>このため、県内における小児の入院診療、救急医療機能の集約化、拠点化が図られていることを踏まえ、伊勢志摩地域の小児地域医療センターである伊勢赤十字病院と連携して入院紹介、転院搬送等により対応するとともに、地域のニーズを把握して可能な対応について検討していきます。</p> <p>◆令和2年8月から小児科常勤医師を配置し、外来診療の拡充を行っているところであり、幼児の救急受入れに向けて、看護師の研修等の準備を進めています。</p> <p>◆12月1日から平日（木曜日を除く）の日勤帯で、1歳以上のてんかん発作や熱性けいれん等の救急患者の受入れを開始しました。さらに、看護スタッフの対応能力の向上にあわせ対象年齢の拡大も検討していきます。</p>	
④周産期医療機能 ●常勤医師による婦人科の外来診療体制、周産期医療の提供及び関係医療機関との連携について、具体的かつ適切な計画になっているか	<p>●常勤医師による婦人科の外来診療を行うこと</p> <p>●分娩、入院診療については、地域の出生数やニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえて、関係機関と調整のうえ、必要に応じて機能の確保を図ること</p>	14	<p>(婦人科外来診療体制)</p> <p>●婦人科外来診療については、常勤医師を確保して診療の継続に努めます。</p> <p>(分娩、入院診療の提供および関係医療機関との連携)</p> <p>●分娩、入院診療については、診療機能を維持するために多数の医師確保が必要となることから、現状では診療の提供が困難となっています。</p> <p>このため、地域の出生数やニーズの動向、県内の診療機能の集約・拠点化の状況等を考慮しつつ、地域の産婦人科診療所等との病診連携や伊勢志摩地域の地域周産期母子医療センターである伊勢赤十字病院との病病連携により対応します。</p>	7

審査基準		県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
				(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
⑤災害医療機能 ●災害時の医療提供について、災害拠点病院として具体的かつ適切な計画になっているか		●南勢志摩圏域における災害拠点病院として、災害時に想定される救急患者や透析患者を受け入れるとともに、医療救護活動の中心的な役割を担うこと	14	<p>(災害時の医療提供)</p> <p>●災害拠点病院として地域の消防本部、行政機関等の関係機関との連携を強化し、地域で地震、風水害等の災害が発生した際には、院内の施設を有効活用して、救急医療を行うための診療機能の維持、重症傷病者の受入など、災害時の医療、救護活動が迅速、適切に行えるよう努めます。</p> <p>災害対策マニュアルを作成し、平常時から災害時用備蓄物品の整備、職員研修会開催による啓発等を行うとともに、災害訓練として南海トラフ地震等の大規模災害を想定した患者受入・搬送、トリアージ訓練等の実働訓練を年2回以上実施するなど、災害発生時への対応強化に努めます。</p> <p>(外来診療棟のヘリポートの活用方法)</p> <p>●外来診療棟屋上に設置しているヘリポートについては、「三重県志摩病院ヘリポート管理運用要綱」に基づき、高度急性期患者等の救急医療活動及び災害応急対策活動に安全に使用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、火災等の事故発生に備え、必要な訓練を実施します。</p>	12
⑥へき地医療機能 ●へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか		●へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣などを行い、地域医療の維持に貢献すること	14	<p>●三重県へき地医療支援機構からの委託を受け、へき地診療所等への代診医派遣調整業務を引き続き行うとともに、へき地医療拠点病院として当院から医師や代診医の派遣を行い、志摩地域及び県南地域のへき地医療の支援を行います。</p> <p>また、要望のあった志摩市間崎島への巡回診療については、継続して実施します。</p>	12
⑦精神科医療機能 ●精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携、認知症医療の提供等		●地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れるとともに、総合病院の利点を生かし、精神	14	<p>(診療方針、診療体制)</p> <p>●精神科においては、入院患者の人権尊重を基本として、作業療法、退院前後の訪問看護等による自立、社会復帰に向けた医療を提供します。</p>	12

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社)地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
について、具体的かつ適切な計画になっているか	科身体合併症患者に対する医療を提供すること ●今後増加が見込まれる認知症患者にも必要な医療を提供すること		伊勢志摩地域において精神科を設置している唯一の病院として、引き続き外来、入院の診療機能の充実に努め、精神疾患患者の受入れを行うとともに、長期入院患者の地域移行への取組を継続して実施します。 (精神科と関連診療科との連携) ●精神科医師の確保に努めるとともに、看護配置 15:1(精神病棟入院基本料 3)の体制により行います。 精神科病床と一般病床が併設されている総合病院としての利点を生かし、精神科と関連診療科が連携して精神科身体合併症患者に対する医療を提供します。 (認知症医療の提供) ●高齢化の進展に伴い認知症発症者も増加することから、地域のニーズに合った認知症医療の取組について検討します。	
⑧その他医療機能 ●感染症対策等医療・保健施策について、県や関係機関との連携・協力していく提案であるか	●県が進める感染症対策など医療・保健施策について、県立病院として積極的に県や関係機関と連携・協力しながら必要な役割を担うこと	1 4	(感染症(新型ウイルス発生時など)への対応) ●新型コロナウイルス感染症等への対応については、保健所、関係医療機関等と連携、協力して感染防止に努めるとともに、感染症発生時には三重県と対応を協議します。 (県や関係機関との連携・協力) ●保健所をはじめとする県関係機関、志摩市、鳥羽市、南伊勢町の市町保健福祉担当機関、消防機関等との連絡、調整を図り、地域医療、保健福祉等の諸課題に連携、協力して対応します。 また、当協会は、指定管理者として志摩市から志摩地域医療福祉センター(老人保健施設志摩の里・前島診療所)、鳥羽市から鳥羽市立長岡診療所の管理運営を受託しており、これら施設間での業務支援、人材交流等による連携を強化し、地域の医療提供体制の維持に努めます。	1 0
<b>6 地域医療全体の質の向上</b>				
●地域内外の医療機関や介	●地域医療全体の質の向上に向け、地	1 4	(病診連携、病病連携など地域の医療機関との連携協力)	1 2



審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社)地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
<p>護事業者などと密接に連携して医療を提供する提案であるか</p>	<p>域医療支援病院として、地域の医療機関との連携・支援に積極的に取り組むとともに、地域内外の医療機関とも密接に連携して救急医療を提供すること</p> <p>●住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、介護事業者との連携強化に取り組むこと</p>		<p>●地域医療支援病院として、一次医療を担う地域の診療所等の医療機関との間での紹介、逆紹介を推進し、地域の中核病院として入院加療、専門外来の診療、救急患者の受入れ、医療機器の共同利用などの病診連携を進めます。</p> <p>また、三次医療を担う伊勢赤十字病院や慢性期医療を担う近隣の医療機関等との病病連携を進め、地域住民の皆様のニーズに合った医療体制の構築を図ります。</p> <p>(地域医療の質の向上のための具体的な方策)</p> <p>●関係行政機関、消防本部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、老健施設協会、住民代表で構成する地域医療支援病院運営委員会などを通して、医療連携、地域包括ケア等に関する意見交換を行い、地域医療の連携・支援に努めます。</p> <p>(介護事業者との連携・協力)</p> <p>●地域の介護・福祉施設と連携、協力し、当該施設からの救急患者の入院受入れや通所リハビリテーションを実施するとともに、医療・介護・福祉関係の多職種の連絡会、研修会を開催するなどの取組を行います。</p>	
<p><b>7 医療従事者の確保、育成等</b></p>				
<p>①医療従事者の確保</p> <p>●医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織、責任体制、働きやすい職場環境の整備等について、具体的かつ適切な計画になっているか</p>	<p>●診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を、年間を通して安定的かつ適切に配置すること</p> <p>●医師については、特定の出身母体(大学および医局等)に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること</p> <p>●医師、看護師等の医療従事者全員に</p>	14	<p>(医師、看護師、その他の病院職員の確保・採用および配置計画)</p> <p>①医師</p> <p>●受診動向を踏まえた常勤医師の確保、増員に努め、引き続き協会内他施設等からの派遣支援を受けるとともに、三重大学医局等に対して医師の継続派遣を要請していきます。</p> <p>このほか、医師紹介会社や県の医師紹介サイト、病院ホームページ等を活用した求人を行うとともに、育児をしながら勤務できる医師短時間勤務制度を活用した採用や「女性が働きやすい医療機関」認証病院とし</p>	9

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
	とって働きやすい職場環境となるよう、適切な勤務体制を整備すること		<p>での女性医師採用など、多角的に医師確保の取組を行います。</p> <p>また、三重県に対し自治医科大学卒業後の義務年限内医師及び指導医クラスの医師の派遣について、継続して要請していきます。</p> <p>②看護師</p> <p>●看護師確保のため、新規職員の積極的な採用を行うとともに、職員宿舎の確保、院内保育所の運営など職員が働きやすい職場環境づくりを進め、人員の確保に努めます。</p> <p>将来的な人材確保に向け、奨学金制度について近隣の高等学校等をはじめとする教育機関へのPRを積極的に行うことにより、看護師の養成、確保に繋がります。</p> <p>③医療技術職等</p> <p>●確保が困難な薬剤師については、奨学金制度の活用等により、要員の確保に努めるとともに、診療体制に合わせた職員の配置を弾力的に行います。</p> <p>その他の医療技術職等については、必要な要員の採用に努めるとともに、緊急な場合は協会内他施設からの派遣支援を受けて要員の確保を図ります。</p> <p>(各部門の組織および責任体制)</p> <p>●病院業務を総括、代表する管理者等の役職を置くとともに、部門組織として診療部、医療技術部、看護部、事務部等を設置し、部長等の必要な職を置いて管理運営を行います。</p> <p>(働きやすい職場環境の整備)</p> <p>●働きやすい職場環境を整備、確保するため、医療従事者の負担軽減に向けて、院内に対策委員会やワークライフバランス部会等を設置して働き方改革に関する様々な取組を進めます。</p> <p>引き続き院内保育所「ひなたぼっこ」を運営し、院内保育や夜間保育を実施します。</p>	

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
			<p>(その他、人事管理に関すること)</p> <p>●当協会では、スケールメリットを活かして全国に点在する各施設と情報共有が行えるよう、各施設の運営状況、テレビ会議、研修等をオンデマンドで配信できる情報システムを整備し、病院運営に活用します。</p> <p>人事・給与管理、経理管理等については、オンラインシステムを用いて一括管理を行います。</p>	
<p>②医療従事者の育成</p> <p>●医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか</p>	<p>●医師、看護師等の医療従事者の育成・教育を行い、医療の質および医療従事者のスキルの向上を図ること</p>	14	<p>(職員の能力向上のための研修等)</p> <p>●教育・研修・研究等委員会を設置して全職員を対象とした教育、研修の企画立案等を行い、教育、研修等への参加、資格取得の支援、図書整備などを通して職員の資質の向上を図ります。</p> <p>当協会の全国的なネットワークを活用し、他施設での一定期間のOJTや現地研修会、各種講演会、職員自らが主体となって行うワークショップ等に職員を積極的に参加させます。</p> <p>(専門医、認定看護師等の育成)</p> <p>●地域の保健、医療、福祉の連携や地域で信頼される幅広い技能・サービスが提供できるように、専門的な知識や技術を持ったスタッフの育成に努めます。</p> <p>当院が指定を受けている学会等の専門医の修練、教育施設として、専門医の育成を引き続き行います。</p> <p>看護ケアの質の向上を目的として、各領域で実践・教育・指導・相談の役割を担う認定看護師の育成に積極的に取り組み、認定看護師取得への研修には、助成金を支給して取得支援を行います。</p> <p>◆認定看護師が今後必要となる分野は、①感染管理、②摂食嚥下障害看護、③認知症看護、④がん薬物療法看護、⑤精神看護などと考えており、今年④がん薬物療法、来年は①感染管理の資格取得を目指していま</p>	9

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
			す。 ◆認定看護師には、手当を支給しているほか、認定看護師の資格取得によりキャリアアップを図りたい看護師を支援するため、奨学金貸与制度を設け、資格取得後に一定期間認定看護師として業務に従事した場合には返済を免除しています。	
③研修医等の受入れ ●研修医、看護実習生の受入れについて、具体的かつ適切な計画になっているか	●研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、地域の医療人材の育成にも積極的に取り組むこと	14	(臨床研修医、看護実習生等の受入方針) ●基幹型臨床研修指定病院として初期研修医、専攻医(後期研修医)を受入れ、より充実した研修内容を提供できるよう教育体制を整備して、地域で活躍する医師の育成を図ります。 伊勢志摩地域をはじめとした県内の養成学校等からの看護師、医療技術職等を志す実習生の受入、地域の消防職員の研修受入等を積極的にを行い、地域で活躍する医療従事者の育成を支援します。 (地域の医療人材育成の具体的方策) ●研修生、実習生の受入だけでなく、地域の中高校生等を対象に医療現場の見学、体験など行うメディカルスクールの実施や出前講座などを通して、病院への理解を深めてもらうことにより、将来に向けた医療従事者の確保に繋がっていきます。	10
<b>8 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供</b>				
●患者等の意見・要望を踏まえたサービスの提供や情報提供について、具体的かつ適切な計画になっているか	●患者および来院者の意見、要望等もふまえながら、施設の利便性等の向上に資する種々のサービスを提供すること ●病院に関する様々な情報を患者や地域住民等に積極的に発信・PRするとともに、住民の意見を管理運営に生かすため、住民に対する運営状況の報	14	(外来・入院患者および来院者の利便性やサービスの向上に資するための具体的方策) ①利便性の高いサービスの提供 ●現行の売店、食堂等のサービスを維持し、利用者にとって利便性の高いサービスの提供に努めます。 ②患者相談窓口の設置 ●患者相談窓口を引き続き設置して、トラブルやクレームに対して即座に対応し、患者さまの医療に対する不安や問題を少しでも解消できるよ	10

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
		告を定期的に行うこと	<p>うに努めます。トラブル等が発生した場合は、内容をよく調査し再発防止に努めます。</p> <p>③ご意見箱の設置</p> <p>●院内に「ご意見箱」を引き続き設置し、病院利用者のご意見を広くお聞きします。投稿されたご意見については、広く職員に周知し、医療、サービスの向上等に活かします。</p> <p>④アンケートの実施</p> <p>●患者さまを対象とした「患者満足度調査」を継続して実施し、アンケート結果を全職員に周知して、患者さま中心の医療、サービスの向上に努めます。</p> <p>(病院の情報発信のための具体的方策)</p> <p>●地域住民の皆様には、病院について広く親しんでいただき、病院を利用していただきやすくなるよう、病院の情報や取組の広報、PRに努めます。地域住民の皆様への情報提供手段として、病院の情報誌、パンフレット等の作成、病院ホームページの充実等を図ります。</p>	
IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。				
9 収支計画等				
	<p>●病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか</p> <p>●経費節減につながる提案があるか</p>	14	<p>(経費を節減するための方策)</p> <p>●医薬品及び診療材料については、SPD(院内物流管理)を含め発注形態の見直しを行うとともに、協会他施設とのシェアードサービス(共同購入・共同交渉)によるスケールメリットを活かした安価な単価での購入に努めます。</p> <p>また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進を図ることで、患者さまの費用負担の軽減と院内コストの削減を図ります。</p> <p>負担率の高い委託費、設備関係費については、契約先、契約内容等の見直しを行い、費用の適正化を図ります。</p> <p>外来部門などの1日の業務量の増減が大きい部署については、柔軟な</p>	9

審査基準		県が求めた水準	配点	提 案 内 容	評価点
				(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
				<p>職員配置を行い、業務量に合わせた無駄のない体制づくりに努めます。</p> <p>事務部門などの間接部門などは、IT化や外注化などを積極的に進め、スリムな体制づくりに努めます。</p> <p>◆職員の所属部門を細分化せず、時間帯による業務量の増減が大きい部門同士を組み合わせた大きなくくりとし、業務量の多少に応じて担当業務をシフトさせることを考えています。</p> <p>具体的には、外来担当の看護師と手術担当の看護師を一つの部門に配属して、午前は外来業務、午後は手術室の応援に入るなど業務量に応じた柔軟な体制を検討していきます。</p> <p>(その他、収支に関する提案)</p> <p>●診療報酬改定等の医療情勢を注視、考慮しながら、サービス向上と収入確保の両立に努めます。</p> <p>診療報酬の請求については、レセプトデータ等を活用して算定漏れや査定傾向を把握し、運用の見直しや部署を超えた情報交換を行い、診療報酬の算定拡大に努めます。</p> <p>未収金については、各種制度等の案内を適切に行い、未然防止に努めるとともに、未収金が発生した場合には医療費の回収に迅速に着手し、長期滞納の防止に努めます。</p> <p>DPC(診断群分類包括評価)請求において、DPC分析ソフトを活用して調整係数の向上を図り、収入の確保と効率のよい医療サービスの提供に努めます。</p> <p>現行の自費項目の料金設定は、原則として引き継ぎます。</p>	

審査基準	県が求めた水準	配点	提案内容	評価点
			(公社) 地域医療振興協会 (●事業計画書、◆選定委員会審査、病庁聴取)	
V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。				
10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等				
●他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか		1 4	●当協会は、全国で 77 施設(令和 2 年 3 月 31 日現在)の運営を行っています。 そのうち病院は、25 病院(直営 6、指定管理 19)、病床数計 5,038 床(一般病床 4,654 床、療養病床 262 床、感染症病床 22 床、精神病床 100 床)を運営しており、このほか診療所 43 施設(うち有床診療所 6 施設)、介護老健 18 施設(入所定員 1,477 人)を運営しています。	1 0
●病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか		1 4	当協会全体の正規職員数は 9,283 人(令和 2 年 4 月 1 日現在)で、職種別内訳は医師 1,189 人、看護 4,205 人、医療技術 1,730 人、介護 871 人、ソーシャルワーカー 180 人、事務 982 人、その他 126 人となっています。	1 1
●病院事業(指定管理業務)に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか		1 4	当協会の令和 2 年度予算での事業規模は、約 1,345 億円となっています。 このほか、へき地の医療支援については、令和元年度に運営施設及び協会本部から延べ 1,765 日の代診等の支援を行いました。	1 2
合 計		3 2 2		2 3 1

## 申請団体等の名称等

団体の名称等	選定委員会の審査結果
<p>東京都千代田区平河町二丁目6番3号            公益社団法人 地域医療振興協会            理事長 吉新 通康</p>	<p>●申請事業者である公益社団法人地域医療振興協会は、志摩病院の次期指定管理者としてふさわしいという結論に達しました。            なお、選定委員会として以下のとおり意見を付記します。</p> <p>(県および申請事業者に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少など志摩地域における今後の社会情勢の変化に合わせ、10年という指定期間に捉われず、5年程度の中期的な間隔で、診療科の再編など診療機能の見直しを実施することについて検討されたい。</li> <li>・施設の老朽化に伴う建替等を検討する際には、これまでと同様の規模で考えるのではなく、今後、地域に必要となる診療機能に合わせたダウンサイジングについても検討されたい。</li> <li>・地域医療支援病院として、救急医療機能は非常に重要であり、特に現在手薄となっている外科系の充実を図られたい。</li> <li>・研修医の受入に関して指導医クラスの医師の存在は重要であり、研修医の数に応じて一定数確保されるよう努められたい。</li> </ul>



## 【所管事項説明】

### 1 「三重県病院事業 中期経営計画」の延長について

本年度が計画期間の最終年度である「三重県病院事業 中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）について、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大が長期化の様相を見せている中、県立病院の経営について現時点で中期的な見通しを立てることが困難であること、また、次期計画の策定指針となる国の「新公立病院改革ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改定が先送りされたことから、現行計画を1年延長することとし、令和3年度の取組と目標を設定した年度計画を策定します。

#### （1） 現行計画の期間と位置づけ

「中期経営計画」は、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に実施していくために策定するものであり、現行計画の期間は平成29年度から令和2年度までとなっています。

また、「中期経営計画」は、平成27年3月に総務省が策定したガイドラインに基づき、公立病院が安定した経営のもとに必要な医療を提供していくために令和2年度までを計画期間として策定を求められた「新公立病院改革プラン」（以下「改革プラン」という。）としても位置づけています。

#### （2） 国の動向

総務省は、ガイドラインを本年夏頃に改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしていました。

しかし、新型コロナの影響により、地域医療構想調整会議における公立・公的病院の再編・統合に関する結論の取りまとめが先送りにされたことなどから、ガイドラインの改定も先送りされることになりました。

#### （3） 本県の「中期経営計画」について

本県においても新型コロナの拡大が長期化の様相を見せており、新型コロナへの対応に大きく関わっている県立病院の経営について、現時点において中期的な見通しを立てることが困難であることに加え、「中期経営計画」の策定指針となる国のガイドラインの改定が先送りされたことから、現行計画を1年延長することとし、令和3年度の取組と目標を設定した年度計画を策定することとします。

年度計画における目標項目については、現行計画を踏襲しつつ、新たな医療需要にも対応したものにするとともに、目標値については、新型コロナの影響を見極めたいうで設定することとします。

なお、次期「中期経営計画」の策定については、新型コロナの状況や国の動向を注視しながら検討していきます。

#### （4） 今後の予定

令和3年3月 常任委員会において、年度計画（案）を説明